

# 第16回専門小委員会(7月9日開催)における主な議論について

## 「指定都市の区・住民自治に関する検討の視点」関係

- 法人格を持たない区に議会を置くことはハードルが高いが、市議会議員が区担当の常任委員会の委員となることは現実的な案といえるのではないか。
- 区に議会を置くことは、法的には可能ではないか。
- 諮問機関の構成メンバーを公選によって選ぶという方法もありうるのではないか。
- 議員が区単位の委員会においてカウンターパートは市長というパターンと、行政区を代表する議員が議会の外で、区長と相対するパターンのどちらが良いのか議論が必要ではないか。
- 区長を特別職にし、議会の議決を経ることとするのは良いのではないか。また、市議会内に区単位の委員会や分科会を設置することと、区の地域協議会のようなものを設置することは、本質的に異なるものであり、両立してもいいのではないか。
- 都道府県議会議員と指定都市の市議会議員との兼職は、選挙期日や、一方の解職請求が成立した場合の取扱いなどの課題もあるのではないか。
- 都道府県と指定都市の議員の兼職が、住民自治の充実との関係でどうリンクするのか疑問。
- 都道府県と指定都市の議員の兼職については、利益相反の問題も考えなければならないが、事務権限がより明確に区分できれば、利益相反の問題についても建設的に検討できるのではないか。

- 都道府県議会の中に指定都市の問題を扱う委員会的なものを設ける可能性についても検討してはどうか。その場合には指定都市全域を選挙区とすることも検討してはどうか。
- 現行制度においても地域自治区等がありながら、大都市の住民自治の議論をしなければいけないということは、一定以上の人口の大都市については、選択肢を提示し、いずれかを選択させることが必要ではないか。
- 区議会のような仕組みを導入する場合、県議会、市議会、区議会の構成を最も合理的にするという視点が必要ではないか。
- 区の役割強化により組織が肥大化することも想定されることから、国民に支持してもらうには、効率的、効果的な行政を行っている証明が必要であり、強い技術的助言が必要となるのではないか。

## 「都道府県と指定都市の事務・権限に関する検討の視点」関係

- 都市計画と農地、福祉、医療分野、教育分野についての事務は、指定都市に移譲されるべきではないか。特に教育分野については、給与負担者と人事権者は一つであるべきではないか。
- 医療など広域の計画に関する事務をあえて移譲する意義についてどう考えるか。
- 人口が減少していく中で、広域の都市計画区域を維持する意義はあまりなく、指定都市のみの都市計画区域に再指定し、権限移譲すればいいのではないか。
- 国民健康保険や介護保険の保険者の事務について、指定都市の分においても国あるいは都道府県が行う方がいいのではないか。

## 「都道府県と指定都市の税財源に関する検討の視点」関係

- 県費負担教職員のようなロットの大きい事務を移譲するような場合には、併せて税財源の配分についても検討が必要になるのではないか。
- 権限移譲を進めていくときには、必要な税源移譲をあわせて進めていくことが必要ではないか。
- 税財源の議論をする際に、個別の県と市の財政力を勘案すべきではなく、一律にやって後は財政調整の問題として捉えるべきではないか。

## 「都道府県と指定都市との間の調整に関する検討の視点」関係

- 任意事務について、調整を行う仕組みを設けることは意味があるのではないか。その際、法定化あるいは強制する必要があるのかは議論が必要ではないか。
- 任意の調整メカニズムは奨励すべきだが、制度化すると、合意がなければ物事が前に進まなくなるのではないか。
- 災害時に県と指定都市の間の調整に課題が生じたが、きちんと議論してもらう場が必要ではないか。